明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四五）　一

〔告　示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出のあった件（**総務**三一六）　二

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出のあった件（**同**三一七）

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**中央選挙管理会**一一）

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三四二）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する書簡の交換に関する件（**外務**二八九）

○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇四八～二〇七二）　三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定の取消しに関して公示する件（**農林水産・経済産業・環境**四）　七

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**国土交通**九〇七）

○平成十二年運輸省告示第二百四十七号の一部を改正する件（**同**九〇八）　八

○高速自動車国道に関する件（**同**九〇九～九一一）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二九八）

○登録建築物調査機関を登録した件（**近畿地方整備局**一六七）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二七、一二八）

○道路に関する件（**北海道開発局**八四）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　外務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験

第五十四回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（文部科学省・経済産業省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、証票無効、職員の免職処分関係　一〇

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職関係　二六

会社その他

省　令

○農林水産省令第四十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第八項及び第九十七条の三の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第一号」を「、第一号イ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる業務の代理

イ　保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

ロ　損害査定の代理であって、農業協同組合連合会が行うことが保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の利便の増進等の観点から合理的であるもの

二　次に掲げる事務の代行

イ　保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等の代行

ロ　保険料の収納事務及び保険金等の支払事務の代行

ハ　保険事故その他の保険契約に係る事項の調査の代行

ニ　保険募集及び損害査定を行う者の教育及び管理の代行

ホ　前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を含む。）の代行であって、農業協同組合連合会が法第十一条の四十九第一項第一号に掲げる保険会社（第三十二条第一号を除き、以下「保険会社」という。）の委託を受けて行うもの

第二条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ及び第二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。